



# 自転車安全利用五則 R4.11改定

自転車は道路交通法上の「軽車両」で車のなかまです。車と同じように、運転する人が守らなければならない交通ルールがあります。

## ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

※ 次の場合は、例外的に歩道を通行できます。



普通自転車歩道通行可の標識

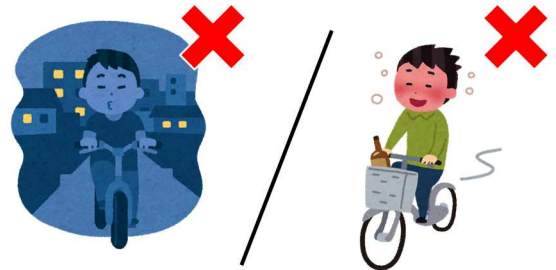
- 「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある
- 子ども（13歳未満）、高齢者（70歳以上）、体の不自由な人が運転している
- 通行の安全確保のためにやむを得ない
  - ◆ 道路工事している
  - ◆ 駐車車両が続いている
  - ◆ 交通量が多く道幅が狭い など

## ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



## ③ 夜間はライトを点灯

## ④ 飲酒運転は禁止



## ⑤ ヘルメットを着用



## バイク事故に注意しましょう！

例年7月から9月頃までの暑い時期は、ツーリングが盛んな時期ですが、バイク事故が多発する時期でもあります。

北海道内における二輪車乗車中の交通事故死者数は去年は21人が亡くなっています。

バイクを運転する方は、無理な追い越しやスピードの出し過ぎに注意し、適度な休憩を取りながら走行しましょう。

車を運転する方は、バイクを見落とす危険がありますので、特に交差点ではバイクの有無や動きをしっかり確認してください。



自転車を利用する皆さまへ

## 自転車損害賠償保険に加入しましょう！

近年、自転車利用者が加害者になった交通事故では、自転車利用者側の損害賠償額が数千円といった高額になる事例が発生しています。

その際に自転車損害賠償保険等に加入していないと、損害賠償額が支払えずに自己破産に陥り、被害者側も補償を受けることができないといった事態になりかねません。

自転車利用者は自分と被害者を守るためにも、万が一交通事故を起こしてしまった場合に備えて自転車損害賠償保険等には加入しましょう。

# 農作業時等の事故に注意してください！

例年積雪がない時期には、農耕用作業車等の転落事故や横転事故等が発生しています。農耕用作業車等を運転し、安全に作業を行うために次の点を気をつけましょう。



- 一般的に通常の車より重心位置が高いため、適切な運転操作、道路形状の確認をするとともに、車両に定められた運行方法等により安全に運転しましょう。
- 周囲の人の巻き込み防止のため、車の死角を把握し、運転時は周囲の安全確認をしましょう。
- 万が一の横転等から身を守るために、安全装備（安全キャブ・フレーム）の設置とシートベルトを着用しましょう。
- 追突される事故を防ぐために、低速車マークや反射材を取り付けましょう。

# 闇夜に潜む危険！歩行者に注意！

夜間であっても「高齢者、酒に酔っている人、散歩やランニング中の人」など歩行者がいます。日中とは違い、夜間は歩行者の存在に気づきづらいことを再認識しましょう。

## 交通事故を防止するには・・・。

### ● 運転者の方へ

住宅街：街路灯が少ない所では、歩行者等を発見しにくいので、スピードダウンをしましょう。

交差点：運転者の目線は進行方向となりやすいので、巻き込み確認などを徹底しましょう。

交差点付近：住宅街よりも明るいですが、対向車のライトにより蒸発現象（※）が起きる可能性があります。

コンビニ・ドラッグストア付近：店舗付近は買物客が道路を横断することも考えられます。『歩行者が渡るかもしれない』と予測運転をしましょう。

（※）蒸発現象とは、自車のライトと対向車のライトが重なり合い反射して、歩行者等が一時的に見えなくなる現象のことです。

### ● 歩行者の方へ

- 道路を横断する際は、横断歩道を利用し、信号をしっかりと守りましょう。
- 歩行者から車は見えていても、車の運転者からは見えていない、または、見えていないことがあるので、横断前の安全確認をしましょう。
- 夜間は明るい服装に心掛け、反射材を身につけることが有効です。
- 高齢者の方は、身体能力の低下により交通事故に遭う危険性が高まります。夜間・深夜帯の外出は極力控えましょう。



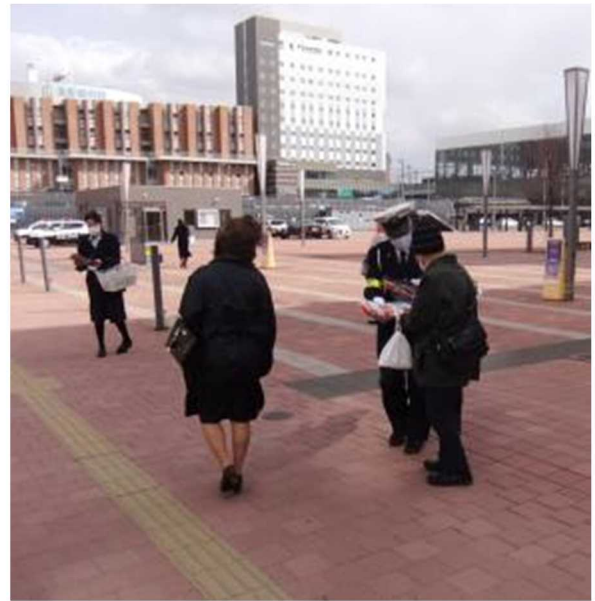
※ 令和5年5月11日の夜間に、旭川市内において車と歩行者の交通死亡事故が発生しています。

# 交通安全アルバム

市内各地域での交通安全の取り組みの一部を御紹介します。



新入学児童に交通安全呼びかけ運動  
知新小学校(4/6)



飲酒運転根絶見廻り隊街頭啓発  
旭川駅前広場(4/13)



旭川中央署主催街頭啓発(旗波)(4/6)



東旭川交通安全協会主催街頭啓発(4/29)



～子どもや高齢者などが交通事故に遭わないように～

一緒に交通安全指導員として活動しませんか？

旭川市交通安全指導員は、旭川市交通安全運動推進委員会が委嘱するボランティア(無報酬)の方々に、交通事故防止のため、交通ルールの指導や交通安全の啓発活動などを各地区市民委員会単位で活動しています。

興味のある方、活動に参加してみたい方は、旭川市交通安全運動推進委員会指導員部会(25-6215)まで御連絡ください。

- 主な活動内容
- ・パトライト作戦
  - ・街頭啓発活動など

